

第3章 景観形成基準について

【本ガイドラインでのゾーン、軸、重点地区別の基準の整理】

		琵琶湖岸景観形成重点地区	伝統的沿道景観形成重点地区	東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区	田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン	歴史街道軸	幹線道路軸
建築物（建築物に附属する門およびへいを除く）の新築、増築または改築	位置	I 建築物等に係る基準 ・重点地区別、ゾーン別に基準を整理 ※「色彩」・「敷地の緑化措置」については、全ての重点地区およびゾーンの共通基準としてP102～112に記載しています。 ※琵琶湖岸景観形成重点地区および田園ゾーンにおいては、13mを超える建築物等の建築等を行おうとするときには、「景観影響調査」を実施する必要があります。詳しくは、P156～「第4章 景観影響調査について」を参照してください。								
	規模									
	形態									
	意匠									
	色彩									
	素材									
	敷地の緑化措置									
	樹木等の保全措置									
垣、さく、へい、門（建築物に附属するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築		II その他工作物等に係る基準 ・重点地区については、地区別に基準を整理 ・重点地区以外については、共通基準とゾーン別基準に分けて整理								
擁壁の新設、増築または改築										
煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するものおよび高架水槽										
彫像その他これに類するものの新設、増築または改築										
汚水または廃水を処理する施設の新設、増築または改築										
メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築										
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設および石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するものの新設、増築または改築										
電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路（その支持物を含む。）の新設、増築または改築										
送電線鉄塔およびその電線路										
地上に設置する太陽光発電設備（集熱利用のものを含む）の新設、増築または改築										
自動販売機の新設										
屋外広告物または掲出物件の掲出または設置										
建築物等の移転										
建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替										
建築物等の外観の色彩の変更										
木竹の伐採										
屋外における物件の堆積										
土石の採取または鉱物の掘採										
水面の埋立てまたは干拓										
土地の開墾その他土地の形質の変更										

I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区…………… 13 ページから
2. 伝統的沿道景観形成重点地区…………… 29 ページから
3. 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区…………… 41 ページから
4. 田園ゾーン…………… 51 ページから
5. 丘陵部ゾーン…………… 62 ページから
6. 住宅地ゾーン…………… 72 ページから
7. まちなかゾーン…………… 82 ページから
8. 歴史街道軸…………… 92 ページから

※歴史街道軸の基準が記されたページのご確認と、該当する1～7の各地区やゾーンの基準についてのご確認ください。
9. 幹線道路軸…………… 98 ページから

※幹線道路軸の基準が記されたページのご確認と、該当する1～7の各地区やゾーンの基準についてのご確認ください。
10. 景観形成基準 敷地の緑化措置・色彩について…………… 102 ページから

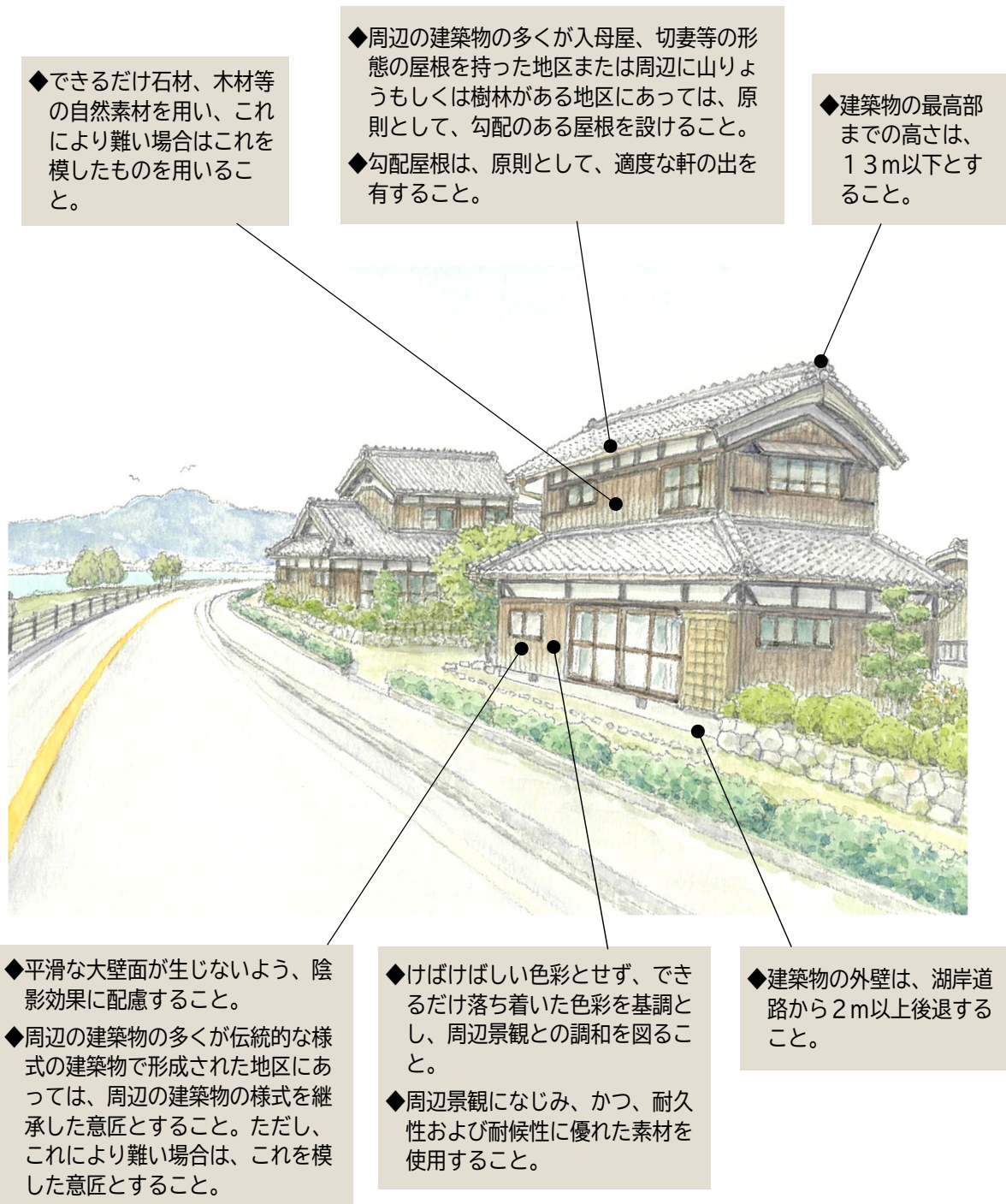
II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区…………… 113 ページから
2. 伝統的沿道景観形成重点地区…………… 125 ページから
3. 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区…………… 136 ページから
4. 重点地区以外…………… 148 ページから

※共通基準とゾーン別基準に分けて整理しています。

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

〈景観形成図〉



1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

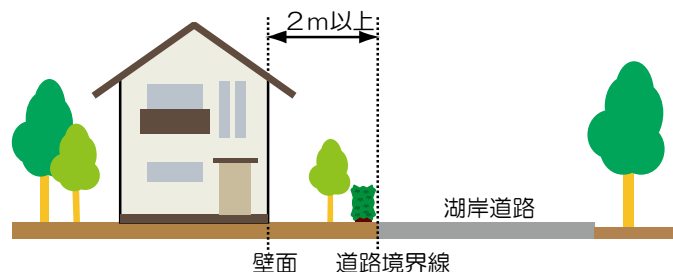
(1) 位置

景観形成基準

- ①敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣合よく配置すること。
- ②原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、古くから発達した集落のある地区であつて、湖岸または湖岸道路に接して建築物が連たんしているものにおける建築物（大規模建築物を除く）で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。

○原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退する。

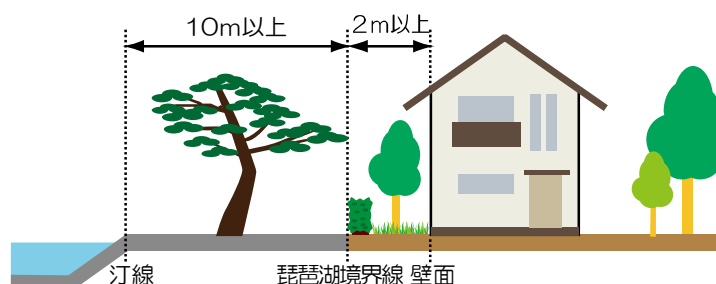
- ・ 建築物を建てる際は、その外壁が湖岸道路から2m以上後退するように建てましょう。



- ※ 1. 湖岸道路とは、琵琶湖や内湖の湖岸に沿って設けられた道路で、かつ当該道路上から多くの人々が琵琶湖または内湖を望見しうる道路をいう。
2. 外壁の後退距離の2mとは、一般住宅程度の規模で考えた場合、軒の出を約60cmと考え、残地1.4mには生垣や中木程度の植栽が可能と考えられる。

○琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退する。

- ・ 琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地に建築物を建てる際は、その外壁が汀線から10m以上、かつ琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退するように建てましょう。



- ※ 3. 汀線とは、鳥居川水位±0のときの琵琶湖の水際線をいう。
4. 外壁の後退距離の10m以上とは、湖岸景観に与える圧迫感をできるだけ和らげるためには、3列程度の植栽が必要と考えられ、その植栽にあたっての幅は最低10m必要です。このスペースは汀線からの距離をカウントしますが、できるだけ敷地内でも確保することが望まれます。
5. 建築物の連たんとは、建築物の敷地相互間の距離が30m以内に連なっていることをいう。

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(2) 規模

景観形成基準

①建築物の最高部までの高さは、13m以下とすること。ただし、公共公益上やむを得ない場合については、以下に掲げる（あ）から（お）までの眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。

（あ）建築物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。

（い）中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、建築物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩等を総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。

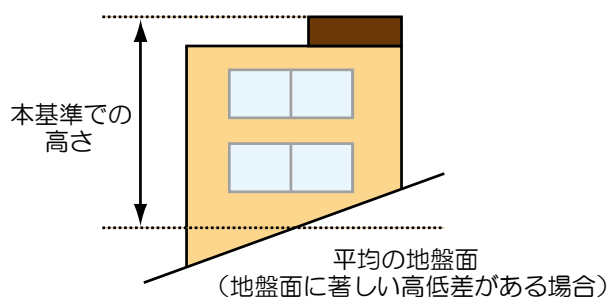
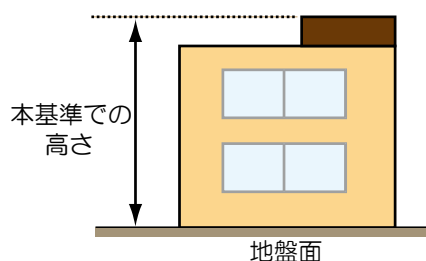
（う）中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、建築物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つ等して、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。

（え）中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、建築物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。

（お）中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、建築物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。

○ 建築物の最高部までの高さは13m以下とする。

- ・ 建築物の高さは、地上に露出する部分の最高高さとは最低地盤面との差により算定します。なお、地盤面に著しい高低差がある場合は、建築基準法の規定に基づき、平均の地盤面からの高さとしします。
- ・ 棟飾、防火壁等の屋上突出物や避雷針、テレビアンテナ等の建築設備は、建築基準法の規定に基づき、建築物の最高部までの高さに算入しません。



- ※ 1. 「主要な視点場」とは、湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝等において不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できるものをいう。
2. 主要な眺望景観」とは、主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山並み等の景観をいう。
3. 「重要な眺望景観」とは、主要な眺望景観のうち優れた景観をいう。
4. 「中景域」とは、おおむね 0.5 km～2.0 km、「遠景域」とは、おおむね 2.0 km～5.0 kmを指す。

※景観影響調査については、P156～「第4章 景観影響調査について」を参照してください。

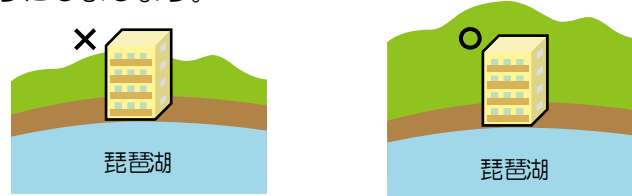
I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

公共公益上やむを得ない場合は次に掲げる措置を講じることにより、これによらないことができる。

○ 建築物の規模は、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努める。

- ・ 建築物を建てる際に、中景および遠景域から眺望した際、主要な眺望景観に著しい影響を与えないようにしましょう。



○ 前景に樹林帯がある場合は、建築物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮する。

- ・ 建築物を建てる際、前景に樹林帯がある場合は、樹冠（樹の先端部分）の連続性を妨げることのない規模におさめましょう。

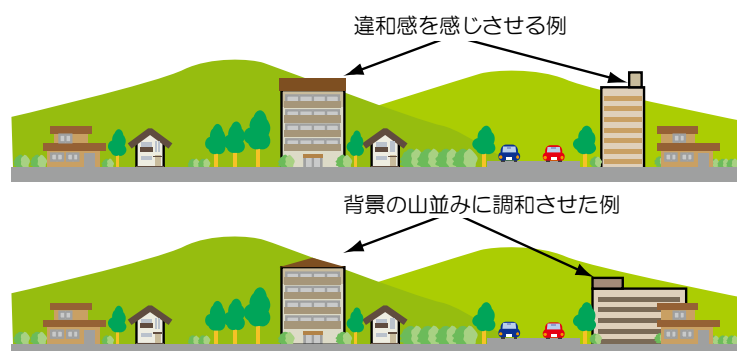
○ 背景に独立峰がある場合は、建築物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにする。

- ・ 背景に独立した山がある場合は、その山の特徴的な容姿を含めた景観に著しく影響しない規模にしましょう。



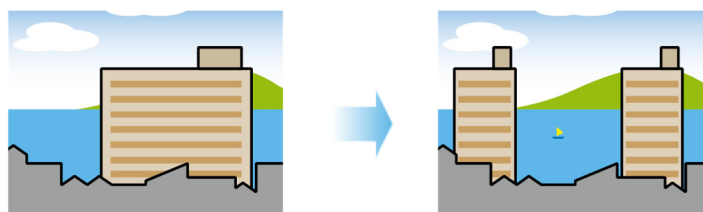
○ 背景に山並みがある場合は、建築物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにする。

- ・ 背景に連続した山並みがある場合は、建物のラインが山並みのラインを乱さないようにする等、その山並みを含めた景観に著しく影響しない規模に収めましょう。



○ 背景に琵琶湖・内湖がある場合は、建築物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにする。

- ・ 背景に琵琶湖や内湖がある場合は、それらの湖面を大きく遮らない規模に収めるため、建築物のボリュームを抑えたり、分節する等の工夫をしましょう。



1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(3) 形態

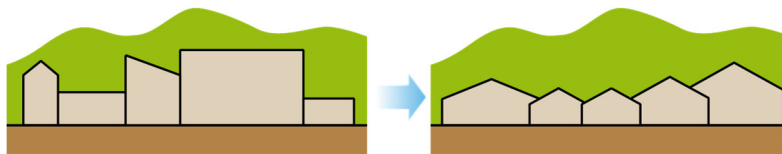
景観形成基準

- ①周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。
- ②周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林がある地区にあつては、原則として、勾配のある屋根を設けること。
- ③勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。
- ④屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置等の修景措置を講じること。
- ⑤太陽光発電設備を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。
- ⑥太陽光発電設備を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないようにすること。
- ⑦太陽光発電設備を陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。

「周辺の建築物の多く」とは、建築物の敷地境界線から 30 メートル以内にある主要な建築物の 7 割以上を指す。

○ 全体的にまとまりのある形態とする。

- ・建築物の形態は、周辺の建物と調和させる等、全体的にまとまりのあるものにしよう。



○ 勾配のある屋根を設ける。

- ・周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の勾配屋根を持つ地区にあつては、これらの形態に倣い、周辺の景観との調和を図りましょう。



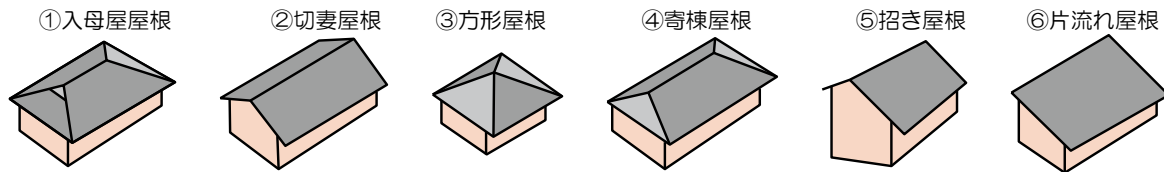
勾配のある屋根を持つ建築物が連なる景観。

- ・勾配のある屋根の設置が必要のない地区についても、勾配のある屋根の設置や勾配のある屋根を模したパラペットの設置に努めましょう。
- ・勾配のある屋根には入母屋、切妻等の形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻等の設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にする等の工夫が必要です。

I 建築物等に係る基準

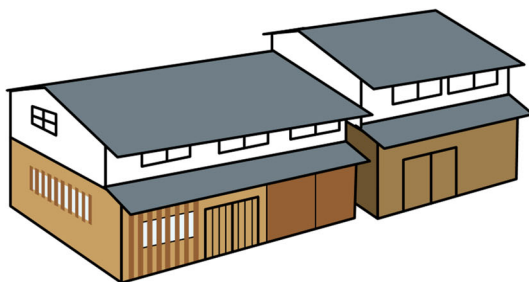
1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

勾配のある屋根の種類



○ 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有することとする。

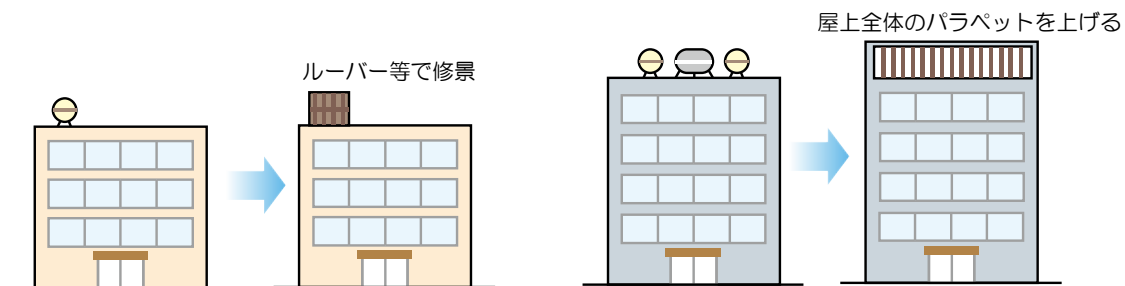
- ・ 勾配屋根の適度な軒の出があることは、建物の形態に一層の安定感が生じ、また、その陰影効果により、建築物の景観の向上にもなります。
- ・ 適度な軒の出の基準は、75cm 以上を推奨します。



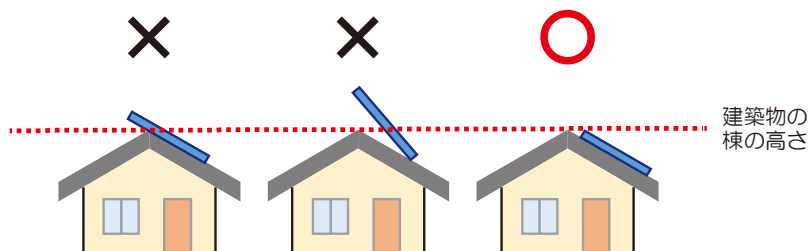
適度な軒を出し、勾配屋根のもつ美しいシルエットを創り出している建築物。

○ 屋上に設ける設備を建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとするのが難しい場合は、目隠し措置等の修景措置を講じる。

- ・ 屋上に給水塔や室外機等の設備を設ける場合は、できるだけ周辺に調和したものにし、目隠し等の措置を講じて無機質なイメージを抑えるようにしましょう。



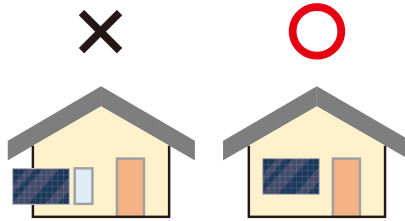
○ 太陽光発電設備を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させる。



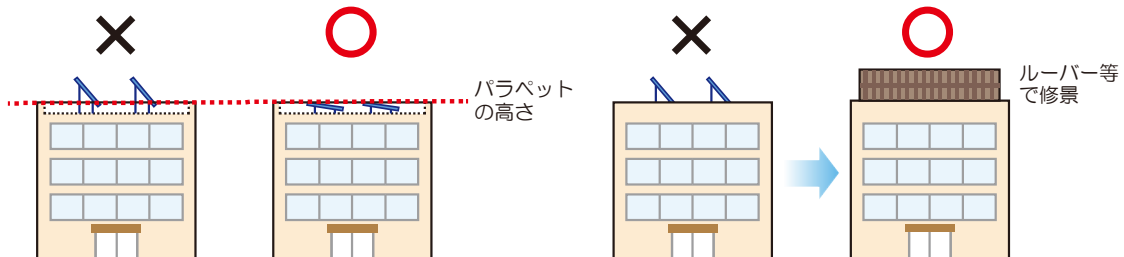
I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ 太陽光発電設備を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないようにする。



○ 太陽光発電設備を陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。



※太陽光発電設備の設置については、(4)意匠にも基準があります。

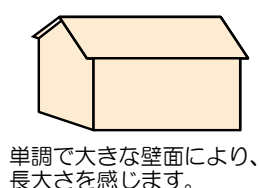
(4) 意匠

景観形成基準

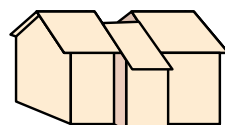
- ①平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。
- ②大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。
- ③周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とすること。
- ④近代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮すること。
- ⑤太陽光発電設備を設置する場合には、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。
- ⑥太陽光発電設備を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。

○ 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮する。

- ・ 平滑な壁面が広がり为了避免けるため、壁面は陰影が生まれるようなデザインにしましょう。



単調で大きな壁面により、長大さを感じます。



建築物の棟をわけたり、屋根をずらしているなど、建築物のボリューム感を低減させた例。



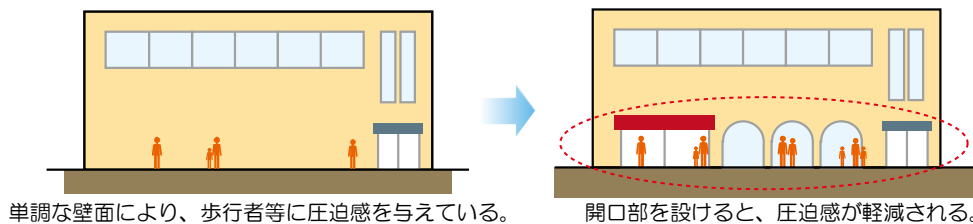
陰影のある豊かな表情を見せる建築物。

I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

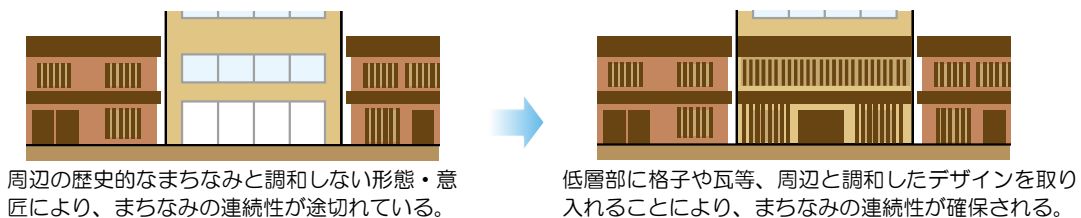
○ 大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮する。

- ・ 大規模建築物が周囲に与える威圧感や圧迫感を軽減するために、屋根の形態や壁面の意匠、開口部の取り方等の配慮をしましょう。



○ 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとする。

- ・ 伝統的な様式（例：瓦屋根や格子窓等）の建築物がまちなみを形成している地区に建築物を建てる場合は、それらと調和を図るデザインにしまちなみの連続性が途切れないように配慮しましょう。



○ 近代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮する。

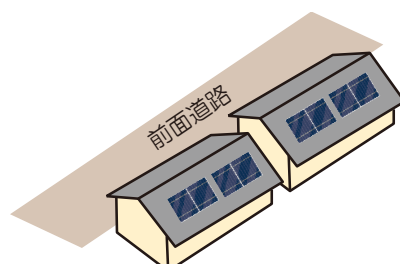
- ・ 琵琶湖岸に近代的な様式の建築物を建てる際は、周辺に突出した印象を与えない、まとまりのある意匠とし、湖岸に面した敷地を緑化する等、周辺への景観に配慮しましょう。



自然に溶け込みやすい落ち着いたイメージの建築物が並び、湖岸に面した敷地に豊かな緑が配置されている。

○ 太陽光発電設備を設置する場合においては、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形で設置に努めること。

○ 太陽光発電設備を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。



1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(5) 素材

景観形成基準

- ①周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。
- ②冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。
- ③できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるように配慮すること。
- ④伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。

○ 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。

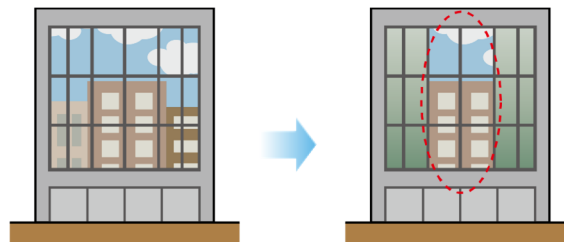
- ・ 石材等落ち着いた感じさせる素材で、高質感のある空間を創出することができます。
- ・ 良好な景観を長期間にわたって維持していくためには、外装材は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いましょう。



随所に石材等を用いた建築物。

○ 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。

- ・ 外壁に反射ガラス等の素材を大部分にわたって使用することは避けましょう。



○ できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いる。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮する。

- ・ 自然の素材、またはこれを模した材料を使用し、これが難しい場合は、建物の周囲を緑化する等の措置をとり、自然的要素を多く含む地区にふさわしい景観を創出しましょう。



「格子」をイメージさせる意匠の集合住宅や、低層部に日本瓦を用いた集合住宅。さらに緑を配置することでうおいある空間を創出している。

I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とする。

- ・ 周囲に伝統的な様式の建築物が建ち並ぶ地区では、周辺の建物と同様の素材を使用したり、それらの素材を模した材料を使用し、周囲の景観と調和した建築物となるよう配慮しましょう。



周辺の建築物に配慮し、自然素材を用いている建築物の例。



周辺の建築物に配慮し、木材以外の素材を用いて格子を模した建築物。

(6) 敷地の緑化措置

景観形成基準

- ①敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずること。
- ②大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が0.3ha以上であるものにあっては、原則として、敷地面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあってはこの限りではない。
- ③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めること。ただし、湾岸施設、造船所等において、機能上建築物と一体になって湖に接して設ける空き地については、この限りではない。
- ④建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。
- ⑤大規模建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- ⑥植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

○ できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずる。

- ・ 敷地内の空地はできるだけ緑化を図りましょう。



敷地内にできるだけ緑を配置し、うるおいある空間を創出している。

I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ 大規模建築物または 0.3ha 以上の敷地である場合は、敷地の面積の 20%以上の敷地を緑化する。

- ・ 大規模な建築物、また大規模な敷地をもつ建築物を建てる際は、圧迫感の軽減や周辺景観との調和を図るため、積極的に敷地内を緑化しましょう。



大規模な建築物の周辺に豊かな緑を配置した例。

※緑化面積の算定基準は P102をご確認ください。

○ 汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努める。

- ・ 樹木を立体的に活用し、湖岸や湖岸道路に緑の潤いをあたえることに併せて、遮へいを図るため、中高木や生垣による緑化に努めましょう。



湖岸道路から後退した空地に緑化を施している建築物。

○ 建築物が周辺景観と融和するよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。

- ・ 樹木の配置については、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するように努めましょう。
- ・ 樹種については、敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さに見合う樹高となる樹種や、建築物等のボリュームに見合う樹冠となる樹種とともに、季節による景観の変化に配慮した植栽を行いましょう。



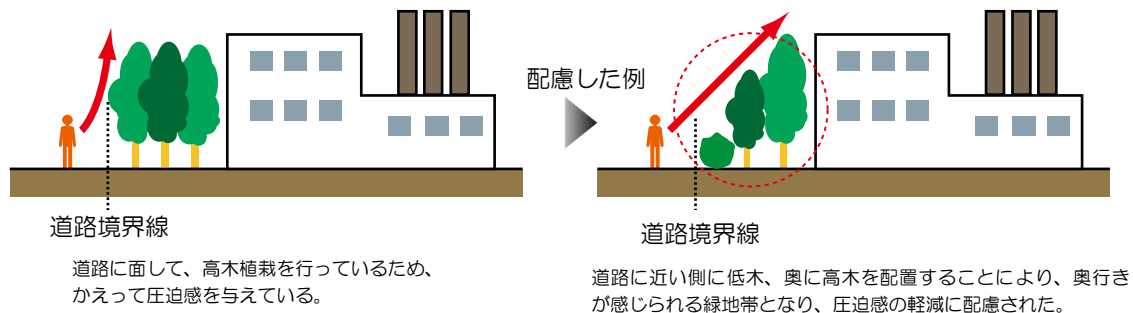
低木、高木を配し、奥行きのある空間を創り出している。

I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ 大規模建築物については、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮する。

- ・ 突出した印象をあたえる大規模建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植栽するようにしましょう。



○ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

- ・ 樹種の選定に当たっては、その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけているものであるため、植栽計画に当たっては、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生を目安とした樹種を採用し、外来種の採用はできるだけ避けましょう。

※ 自然植生とは、その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のこと。

(7) 樹木等の保全措置

景観形成基準

- ① 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- ② 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に活かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ③ 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。

○ 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残す。

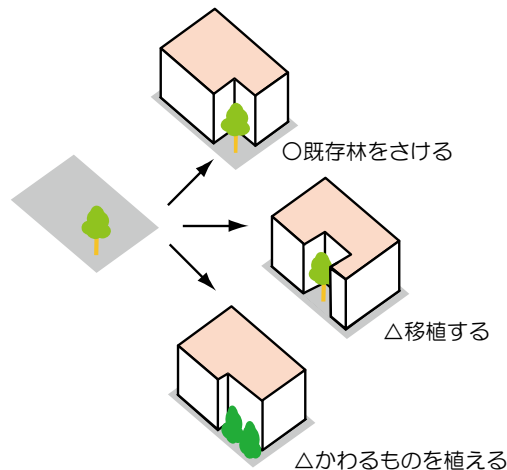
- ・ 敷地内に生育する樹林等は、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしています。やむを得ず伐採を行う場合は、周辺景観への影響に配慮し、必要最小限にとどめましょう。

I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ 敷地内に樹姿または樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮する。

- ・ 敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に生かせるよう建築物等の配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めましょう。



○ 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残す。

- ・ 敷地内に生育するヨシ原等についても、琵琶湖岸の重要な景観要素となっています。できる限り残すことで、地域固有の景観を守るとともに、自然環境の保全にも努めましょう。

(8) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築

景観形成基準

- ① 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。
- ② 建築物の敷地にあっては、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。
- ③ 湖岸および湖岸道路に面するものにあっては、できるだけ樹木（生垣）によること。
- ④ できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。

○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とする。

- ・ 無機質な素材および意匠は周囲に圧迫感を与えやすいので、自然素材を使用したり、高さを抑える等の配慮をし、周辺の景観と調和するよう配慮しましょう。



周辺の「和」のイメージに調和した塀。

I 建築物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ 建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用いる。

- ・ 無機質な素材および意匠は周囲に圧迫感を与えやすいので、自然素材を使用したり高さを抑える等の配慮をし、周辺の景観と調和するよう配慮しましょう。



生垣を配し、周辺景観との調和を保っている建築物の例。

○ 湖岸および湖岸道路に面するものにあつては、できるだけ樹木(生垣)による。

- ・ 琵琶湖岸や湖岸道路に面して垣、さく、へい等を設置する場合は、できるだけ樹木を用いた生垣にする等、自然的要素を多く含む地区にふさわしい景観を創出しましょう。



○ できるだけ落ち着いた色彩にする。

- ・ 周辺景観に調和した落ち着いた色彩を用いましょう。



建築物や背後の自然とも調和した落ち着いた色彩の塀。

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(9) 門（建築物に附属するものを含む）の新設、増築または改築

景観形成基準

①周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。

○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とする。

- ・ 無機質な素材および意匠は周囲に圧迫感を与えやすいので、自然素材やそれを模したものを用いたり、落ち着いた色彩を用いる等の配慮をしましょう。



瓦を用いたり、落ち着いた色彩を使うことで、周辺の建築物のイメージと調和している門。

(10) 擁壁の新設、増築または改築

景観形成基準

①湖岸および湖岸道路に面して設けるものにあつては、できるだけ低いものとすること。

②できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれに模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講ずること。なお、琵琶湖および内湖の水面に面して設けるものにあつては、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。

③地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めること。

○ 湖岸および湖岸道路に面して設けるものにあつては、できるだけ低いものとする。

- ・ できるだけ低い擁壁（アイライン＝1.5m以下）とし、広がりのある空間への影響を最小限にとどめましょう。



低めの石垣が設置された空間。

I 建築物等に係る基準

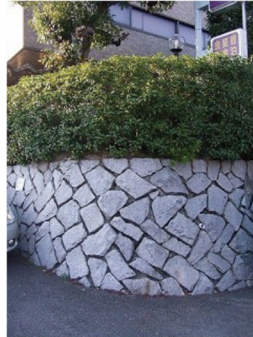
1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれに模したものをを用いる。

- ・ コンクリート等の無機質な素材は避け、石材やそれを模した素材（例：擬石タイル、石積み模様入りコンクリート等）を使用しましょう。



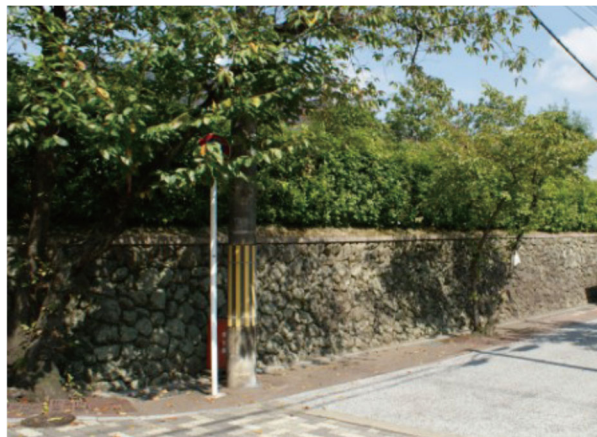
自然素材を用いた擁壁。



コンクリートを用いて石材を模した擁壁。

○ 地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努める。

- ・ 周囲に地域特有の擁壁が残されている場合、できるだけその様式や素材を使うように努め、地域の個性ある景観を保全しましょう。



地域の景観を特徴づける石積みの擁壁。